

第9回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	平成30年4月3日
2、招集場所	御嵩町役場 第1委員会室
3、開会	午前9時30分
4、会議に付された件名	
議第29号	農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第30号	農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について
議第31号	農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第32号	農地利用集積計画の決定について
議第33号	御嵩町農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則について
報第8号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
5、事務局	<p>事務局長兼課長 可 児 英 治</p> <p>事務局次長兼係長 伊 納 和 昭</p> <p>書 記 北 田 桂 太 郎</p>
6、会議録署名者	5番 青木友誉 委員 6番 鈴木國人 委員
7、欠席議員	無
議 長	<p>ただ今の出席委員は14名で定数に達していますので、これより第9回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>会議録署名者に、5番 青木友誉委員、6番 鈴木國人委員を指名します。</p>
議 長	<p>それでは、議第29号 農地法 第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見についてを議題とします。</p> <p>事務局 朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>1号事案について、3番 奥村委員 説明願います。</p>
3番奥村委員	<p>申請地は、JAみたけから250m程の所です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、譲渡人の土地・建物を借り受けることになり、その一部を車庫・庭として使用しようとしたところ、農地の上であったため申請が出されたものがあります。委員の皆様には3月26日に現地を確認いただいております。誓約書、始末書、残高証明書を確認しました。</p> <p>転用によって生じる付近の概要については昨年11月3日現地確認を行いました。以上本事案の申請内容に問題ないと思っておりますが、皆さんの審議をよろしく願います。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局次長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。          質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。          申請地については、農地区分の判断に基づき第1種農地に位置付けられておりますが、既存の建物の拡張が2分の1以内であるため許可基準には該当しております。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。          1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。          よって1号事案については適当と認め進達します。</p>
<p>議 長</p> <p>10番鍵谷委員</p>	<p>次に2号事案について、10番 鍵谷委員 説明願います。</p> <p>申請地は国道21号線上恵土交差点より西へ約200メートル進み、南へ約80メートル進んだ所です。          転用の目的は太陽光発電施設設置ということで平成25年4月より設置済の転用です。          権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、使用貸人は高齢で農作業の軽減および売電による収入を得るためとのことです。          設置の概要ですが敷地の南側に車両進入路を作りその奥に太陽光パネル40枚の設置となっております。          転用によって生じる付近の概要について、東側は町道、西側・北側は自己所有、南側は宅地となっております。          雨水については自然浸透で処理するとのことで今まで被害は出ておりません。          誓約書、土地利用計画図、始末書は確認しました。始末書については農地法の許可を受けずに平成25年4月から太陽光パネルを設置しました。申し訳ありません。なにとぞよろしくお願いいたします。          との内容です。3月26日現地確認を行いました。          以上から本事案の申請内容については問題ないと思っておりますので、皆さんの審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局次長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。          質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>申請地の地域につきましては、農地法第5条の申請がされておらず、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の届出がされて発覚した案件です。その届出により事後協議がされていることを確認しております。</p> <p>申請地の地域につきましては、御嵩町都市計画図の用途地域に指定されている地域で、第3種農地に位置付けられています。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。</p>

<p>議長</p>	<p>2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって2号事案については適当と認め進達します。</p> <p>次に、議第 30 号 農地法 第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見についてを議題とします。</p> <p>事務局 朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
<p>9 番鍵谷委員</p> <p>12 番山口委員</p>	<p>申請地の場所は、比衣地区で顔戸地区ぼっぼ館より西に 400m の所です。転用事由については、相続により現在の住居を兄弟が相続し、申請者は、その代替地として、申請地を取得しました。申請者は住み慣れた住居近くの申請地に住宅を建築したいと考え、今回の申請に至りました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地の概要は、申請地の北側は道路、東側は道路、南側は宅地、西側は赤道及び宅地となっています。雨水排水は東側道路排水路に排水します。汚水排水は公共下水道に接続し放流します。申請地周辺にはブロック等で土留めを行い、土砂等の流出がないようにします。</p> <p>添付書類は土地の位置図、設計図、誓約書、残高証明書、委任状が提出されています。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については3月26日に現地確認を行いました。</p> <p>以上から本事案の申請内容には問題ないかと思えます。</p> <p>皆さんの審議をよろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地については、平成2年の南北にわたる町道伏見192号線道路改良工事の際に分筆登記がされていないことが判明しました。また、東西にわたる町道柳澤一青木線の拡幅計画もあり、今回の申請は分筆分と拡幅分を反映した申請となっております。</p> <p>申請地の地域につきましては、宅地化が見込まれる区域に近接するその区域の農地が10ha未満であるため第2種農地に位置付けられています。</p>
<p>議長</p>	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって1号事案については適当と認め進達します。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に、議第 31 号 農地法 第3条 第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可についてを議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)</p>
<p>3 番奥村委員</p>	<p>1 号事案、2 号事案は関連しておりますので3 番奥村委員、まとめて説明をお願いします。</p> <p>申請地は3 か所あり JA みたけから 400m から 800m の位置にあります。 権利を設定し、または移転しようとする理由は譲渡人が農業をできないためです。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、無償の贈与となっております。譲受人の現に所有し使用する土地、世帯の状況または農機具状況、営農計画誓約書などを確認しました。 現地確認を行い、1 カ所は川のそば、2 カ所は山際で草刈りも行われておりました。 以上から本事案の申請内容には問題ないかと思えます。</p> <p>続きまして2 号事案について説明します。 申請地は JA みたけから 150m 程の所です。 権利を設定し使用する当事者が現に所有し使用する土地、世帯員の状況、農機具等は確認しました。 権利を設定する理由としては農業経営を拡大したいとのことでした。現地確認を3 月 26 日に行いました。 農地改良の届出も提出されており田から畑へと転換されておりました。 以上から本事案の申請内容には問題ないかと思えます。 皆さんの審議をよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて今井委員 現地の状況等説明願います。</p>
<p>今井推進委員</p>	<p>奥村委員と現地を確認し、1 号事案・2 号事案とも特に問題はないかと思われます。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>補足説明ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。 1 号事案・2 号事案について適当と認める方は挙手をお願いします。挙手全員であります。よって1 号事案・2 号事案については適当と認め許可します。</p>

議 長	続きまして3号事案について7番田中委員 説明願います。
7番田中委員	申請地は長瀬のデイサービス施設、はなたまから北東へ200mほどの所です。 今回申請を受けまして各種書類を確認し、3月19日に推進委員の伊左治さんと一緒に現地の確認を行いました。その際、譲受人と面談をし、聞き取りをしましたところ、当該農地について近所の方が畑として借りているとのことで譲受人が自作されるのかははっきりせず、確認を要する状況です。誠に申し訳ありませんが確認が済むまで審議を保留していただきますようお願いいたします。
議 長	続いて伊左治推進委員 説明をお願いします。
伊左治推進委員	田中委員の説明にありましたとおり、譲受人が最低3年間は耕作をすることを確認できるまでは審議を保留すべきかと思われまます。
議 長	田中委員、伊左治推進委員からも説明がありましたとおり、3号事案については申請の事務上に不備があったと認め審議は保留とします。よろしくをお願いします。
3番奥村委員	質問であります。譲渡人に補助人がついていると記載がありますが、補助人とは何のことでしょうか。
7番田中委員	補助人とは譲渡人の成年後見人であり、財産等の決定事項について判断を補助する役割を持つ方で裁判所の決定に基づいた制度であります。
3番奥村委員	わかりました。
議 長	次に、議第32号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	1号事案、2号事案について、今井推進委員から現地の状況等説明をお願いします。
今井推進委員	3月17日に奥村委員と現地確認を行いました。現在も農地として適正に管理されており、地目の田として使用するのには1号事案、2号事案ともに問題ないかと思われまます。
議 長	1号事案について質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長	補足説明はありません。
議 長	<p>採決に入ります。 1号事案につきまして適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります よって1号事案は可決しました。</p> <p>次に2号事案について質疑に入ります。質疑ありますか。質疑がないようですので事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	補足説明はありません。
議 長	<p>採決に入ります。 2号事案につきまして適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります よって2号事案は可決しました。</p> <p>3号事案は私の議事参与にあたりますので、議長を職務代理者と交代します。 亀井委員 よろしく願います。</p>
職務代理者	<p>会長に代わり、議事進行を務めさせていただきます。よろしく願います。</p> <p>それでは、3号事案について9番 鍵谷委員、15番鍵谷会長に関係しますので、9番鍵谷委員、15番鍵谷会長は農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (9番 鍵谷委員 15番 鍵谷会長 退席)</p> <p>3号事案について梅田委員説明をお願いします。</p>
梅田推進委員	<p>説明の前に確認があります。3号事案は新規となっていますが更新のものではなかったでしょうか。</p> <p>(事務局 確認)</p>
事務局次長	今回の利用集積は前回のものから使用借人が代わっておりますので新規の扱いとさせていただきます。
梅田推進委員	<p>わかりました。 3号事案について地目の田として使用貸借をすることは問題ないかと思われま。</p>

職務代理者	3号事案について質疑に入ります。質疑ありますか。質疑がないようですので事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	補足説明はありません。
職務代理者	<p>それでは採決に入ります。</p> <p>3号事案について適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって3号事案は可決しました。</p>
議 長	<p>審議終了いたしましたので、9番 鍵谷委員、15番 鍵谷会長の着席を認め、議長を鍵谷会長と交代します。</p> <p>(9番 鍵谷委員 15番 鍵谷会長 着席)</p>
議 長	<p>次に、議第33号 御嵩町農業委員会の委員等の能率給に関する規則の制定について を議題とします。</p> <p>事務局 朗読・説明願います。</p> <p>(事務局 朗読・説明)</p>
議 長	<p>議第33号について質疑に入ります。質疑ありますか。質疑がないようですので採決に入ります。</p> <p>議第33号について適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって議第33号は可決しました。</p>
	<p>続いて報第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局報告願います。</p> <p>(事務局 報告)</p>
	<p>報第8号 農地法第3条の3 第1項 の規定による届出について事務局報告願います。</p>
	<p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
	<p style="text-align: right;">10時42分終了</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを  
証するために署名する。

平成 年 月 日

議長

---

5番

---

6番

---